

「労働時間適正化キャンペーン」

労働時間を適正に把握し、時間外・休日労働の削減に努めましょう。また、過重労働による健康障害を防止するため健康管理体制を整備し、長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導、労働者の健康管理の取組を進めましょう。

労働基準法に違反する「賃金不払い残業」は、あってはならないものです。労働時間を適正に把握するための責任体制を明確にし、労働時間管理のシステム、チェック体制を整備しましょう。

◆労働時間に関する情報を受け付けています

下記の厚生労働省ホームページで、職場の労働時間に関する情報を受け付けています。

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>

◆受付期間 11月1日～11月30日

【お問い合わせ】

北海道労働局労働基準部監督課
Tel 011・709・2311（内線3549）
北海道労働局ホームページ
<http://www.hokkaido-labor.go.jp/>

「陸上自衛隊高等工科学校生徒」採用試験のお知らせ

■受付期間 平成23年11月1日～平成24年1月6日

■試験期日 平成24年1月14日

■試験会場 遠軽町福祉センター（予定）

■応募資格 平成24年4月1日現在15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業（平成24年3月卒業見込みの方を含む。）

■待遇 採用とともに「特別職国家公務員」（生徒）※自衛官ではありません。

■手当 生徒手当 94,900円
期末手当 年2回（6月・12月）

■休日休暇 週休2日制、祝日、年末年始休暇など

【お問い合わせ】

自衛隊旭川地方協力本部遠軽地域事務所
Tel 0158・42・6616
役場町民課住民活動係
Tel 2・1213

「特設なんでも相談所」を開設します。

次の日程で「特設なんでも相談所」を開設し、人権擁護委員がご相談をお受けします。

費用は無料で、秘密は固く守られますので、悩んでいることや困っていることをお気軽にご相談ください。なお、普段でも人権擁護委員及び法務局では、常時相談をお受けしていますので、お気軽にお尋ねください。

○特設なんでも相談所

■日時 12月8日

13時～16時

■場所 佐呂間コミセン

■人権擁護委員

内藤学峰・桐山三津代・浅田 清

【お問い合わせ】

釧路地方法務局北見支局

Tel 0157・23・6166

家屋に異動があった時は届出を忘れずに!!

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税される町の税金です。家屋（住宅・倉庫などの建物）に異動（新築・売買・贈与・相続・取り壊しなど）があっても、届出がなければ固定資産課税台帳を更新することができず、そのままの所有者に課税されたり、課税漏れの原因となります。

家屋に異動があった時には、早めに企画財政課資産税係まで届出をしてください。

【お問い合わせ】

役場企画財政課資産税係

Tel 2・1214

外国人雇用状況の届出制度

平成19年10月1日から、すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者、外交、公用の方を除く）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届出ることが義務づけられました。雇用保険の被保険者になる場合は、資格取得届又は資格喪失届の備考に記載してください。届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となりますので、事業主の方は注意してください。

【お問い合わせ】

ハローワーク北見 雇用保険課

Tel 0157・23・6251

消火器を廃棄するときは

佐呂間町では消火器の収集・処理を行っていません。消火器の処分は（社）日本消火器工業会が地域の販売代理店などと協力して行っています。詳しくはお近くの販売代理店にお問い合わせください。

※リサイクルシール代及び運送・保管費用が必要です。

2010年以降に製造された消火器にはシールが貼られています。

◆リサイクル申込窓口

引き取り窓口は、消火器リサイクル推進センターのホームページで検索できます。

（近隣市町村では北見市、遠軽町に特定窓口があります。）

○ホームページ <http://www.ferpc.jp/accept/>

◆郵送でも回収依頼できます

必ず、事前に電話又はインターネットで申込が必要となります。法人の郵送回収依頼はご利用できません。

○申込先 ゆうパック専用コールセンター

Tel 0120・822・306

ホームページ <http://www.ferecycle.jp>



【お問い合わせ】

（社）日本消火器工業会（消火器リサイクル推進センター）

Tel 03・5829・6773

ホームページ <http://ferpc.jp/>

食品トレーは発泡スチロールです。 正しく分別しましょう。



生鮮食品や納豆などの加工食品、カップラーメンなどに多く利用されている発泡スチロールでできた「食品トレー」

については、「その他プラスチック類」ではなく、「発泡スチロール」として透明か半透明のゴミ袋で出してくださいようご協力をお願いします。

発泡スチロールとして出せる「食品トレー」の見分け方としては、の表示があって、白色トレーはもちろんのこと、それ以外の色付きや柄物でも「つまよう枝が簡単に刺さる」「2つに折るとパリンと簡単に割れる」ものは発泡スチロールとして出してください。ただし、アルミ加工されたものは「その他プラスチック類」に分別してください。

資源ごみは、汚れを落とし乾燥させてから出すようにお願いします。

汚れが落ちない場合は「燃やさないごみ」として出してください。他の物が混ざっていたり汚れが残っていると、再商品化業者に引き取ってもらえなかったり、選別作業に大変な時間が掛かかります。

ご面倒でも決められた分別方法で資源ごみを出されるようご協力をお願いします。



【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2-1213

全国一斉 「女性の人権ホットライン」

パートナーからの暴力、ストーカー行為、親子関係・離婚問題などで悩んでいませんか？一人で悩まないで気軽に電話してください。

「女性の人権ホットライン」 0570・070・810

■実施期間 11月14日～20日

■利用時間 14日～18日
8時30分～19時
19日・20日
10時～17時

■相談担当 釧路人権擁護委員男女
共同参画社会推進委員

【お問い合わせ】

釧路地方法務局人権擁護課

Tel 0154・31・5014

国民年金・社会保険料控除 証明書専用ダイヤル

<専用ダイヤル電話番号>
0570・070・117

<IP電話、PHS電話からは>
03・6700・1130

※おかけ間違いにはご注意ください。

■受付期間

平成23年11月1日から
平成24年3月15日

■受付時間

月～金曜日
8時30分～17時15分
第2土曜日
9時30分～16時

※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

国民年金の任意加入制度を ご存知ですか？

老齢基礎年金の受給には、免除期間を含め保険料の納付済期間が原則25年以上必要となります。満額受給には20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければなりません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、受給資格期間が足りない場合や、保険料の納付期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入することができます。海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。（昭和40年4月1日以前生まれで受給資格期間が不足している人は、70歳まで加入できる特例もあります。）

【手続き・お問い合わせ】

役場町民課戸籍年金係 Tel 2・1213

新設若佐第1団地入居者募集!!

平成23年度に完成する若佐第1団地の入居者を募集します。入居申込など詳しくは（建設課 Tel 2・1210）までご連絡ください。

◆若佐第1団地 2階2LDK 1階4戸・2階4戸
平成23年度新設 22,300円～

公募期間 10月25日～11月18日

○10月25日現在町営空家状況

■宮前団地 2階2LDK（1階）2戸
平成9年度建設 20,300円～
平成14年度建設 21,400円～

☆特定公共賃貸住宅

2階3LDK（2階）1戸 47,700円～
■西富団地 2階3LDK（1階）1戸 16,600円～
■栄団地※ 2階3LDK（1・2階）2戸 15,300円～
■若里団地※ 1階3DK 1戸 9,100円～

※印は60歳未満でも単身入居可能な住宅です。☆印の住宅の詳細は建設課までご連絡ください。

11月は児童虐待防止推進月間

◆児童虐待とは

現に子どもを監護している保護者が、子どもに対して身体的な危害を加えるなどによって、健やかな成長、発達をそこなう行為をいいます。

◆しつけとの違いは？

たとえ親などがしつけとと思っていても、虐待かどうかはその行為が子どもにとって有害かどうかで判断します。

◆虐待してしまう家庭を見守ってください。

虐待については、養育者の側にも子育ての不安やいろいろな事情があり、家族全体の病ともいえ、家族全体が援助を必要としています。

◆次のような場合にはご連絡ください。

「不自然な傷が多い」、「叩く音や叫び声が聞こえる」など
【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

北海道北見児童相談所 Tel 0157・24・3498

児童相談所全国共通ダイヤル Tel 0570・064・000

「小学生の税の書道展」開催

今年も「税を考える週間」の期間中、町内小学校の3校から出展された201点の書道作品を展示しますので、皆様のご来観をお待ちしております。

■展示期間 11月11日～11月17日

■展示場所 佐呂間町民センター ロビー

なお、書道展の表彰式は、11月17日の午後4時15分から佐呂間コミュニティセンター集会室で行います。

【お問い合わせ】

役場徴収対策室 Tel 2・1214

平成23年分年末調整説明会開催

源泉徴収義務者の方を対象として、年末調整事務及び源泉徴収票、支払調書合計表の作成要領などについての説明会を次の日程で開催します。

○年末調整説明会

■日時 11月18日 14時～16時

■場所 佐呂間コミセン

※青色申告決算説明会は今回行いません。青色申告など詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

北見税務署 Tel 0157・23・7151（自動音声案内番号2）



赤十字災害救援車 「博愛号」が配置されました

このたび、日本赤十字社北海道支部より、赤十字災害救援車「博愛号」が佐呂間町区分に配置されました。博愛号は災害や事故などの緊急時の救護活動及び赤十字事業において活躍します。

東 ■東若寿会へ
森田 正俊 さん

宮前町 ▼町功労者表彰受章に際して
井上 孝一 さん

■西富老人クラブ

宮前町 ▼町功労者表彰受章に際して
井上 孝一 さん

■西富自治会

宮前町 ▼町功労者表彰受章に際して
井上 孝一 さん

富 丘 渡部 正 さん

若 里 小林 壽美雄さん

浜 佐呂間 菅原 孝 さん

東 森田 正俊 さん

遠 軽町 清水 晃弘 さん

宮 前町 高橋 隆浩 さん

永 代町 片平 秀子 さん

知 来 笠井 光子 さん

浜 佐呂間 西川 ヤエ子さん

若 佐 五十嵐謙吉 さん

▼香典返しを廃して

■社会福祉協議会

ご寄付
ありがとうございます

セーフティーロード サロマ

毎月1日は佐呂間交通安全の日
15日は道民交通安全の日

40m先の物が街路灯に照らされ、
かすかに見える程度まで夜間、特
に雨天時は視界が悪くなります。



日暮れも早くなり、天候によつては暗くなる時間が予想以上に早くなる時期になりました。雪の降るまで、まだまだウオーキングなど夜間に外出する方も多いのではないのでしょうか。夜間は、運転手の視界が狭くなり、運転手はもちろん、歩行者も気をつけなければなりません。また、近年は、高齢者が当事者となる事故が増加しています。本町でも、残念ながら高齢者の交通死亡事故が発生してしまいました。運転手の皆さんは安全運転、歩行者は反射材の着用、明るい服装などで少しでも自分の存在を目立たせ、交通事故に遭わないよう心がけましょう。

運転手の視界

運転手の視界は夜間、ライトの照射範囲程度に狭くなります。雨の場合は更に視界が悪くなり、歩行者や自転車など普段見えているものの発見が遅れます。右上の写真は雨の夜間走行時のドライバーの視界です。写真奥、約40m先にぼんやりと見えているの



夜間、反射材を着用している歩行者。人の形を認識することはできないが、反射材はしっかり認識できる。

は、信号の無い交差点で左側の道路から横断しているシルバー色の車です。
このように、運転手の視野は大変狭く、発見が遅れるためスピードの出しすぎには注意が必要です。車が止まる停止距離は乾燥路面で時速60km走行では44m、70km走行では58m必要とされています。(雨や雪の場合、停止距離は約2倍)写真奥の車が歩行者だった場合、ぼんやりと見えた時にブレーキを踏んでも間に合いません。事故に遭わないためには、歩行者も停止距離や運転手の視界を理解し、自分の存在を目立たせ、交通ルールを守る必要があります。

反射材の効果

ドライバーが夜間の歩行者を認識できる距離は約30m、明るい服装でも50mとされているのに対し、反射材着用時は、約120mまで認識できる距離が伸び、夜間外出する際には反射材の着用が交通事故防止に効果的です。

佐呂間町交通安全対策本部では夜光反射材を無料配布しています。シールなど様々なタイプの反射材を用意していますので役場町民課住民活動係(Tel 2・1213)までお越しください。

▼STOPザ交通事故安全を

みんなが守れば
笑顔だよ

佐呂間中学校1年

鴨志田 瑞穂

▼交通事故発生状況

(平成23年9月末)

発生 6件(±0件)

死亡 0人(±1人)

傷者 6人(±0人)

()内は前年比

発生件数は人身事故の件数

▼交通死亡事故ゼロ運動

5日(10/28現在)



11月16日～11月25日

ストップ・ザ・交通事故
めざせ 安全で安心な 車社会 北海道

◆高齢者の事故防止

高齢者を見かけたら徐行するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。

◆夕暮れ時と夜間の交通事故防止

夜光反射材を着用、自転車はライトを点灯し自分の存在を目立たせましょう。

◆凍結路面などのスリップ事故防止

路面状況が刻々と変化することを認識し、スピードを控えた運転をしましょう。

◆交差点の交通事故防止

交差点での事故が多いことを認識し、歩行・横断には注意しましょう。